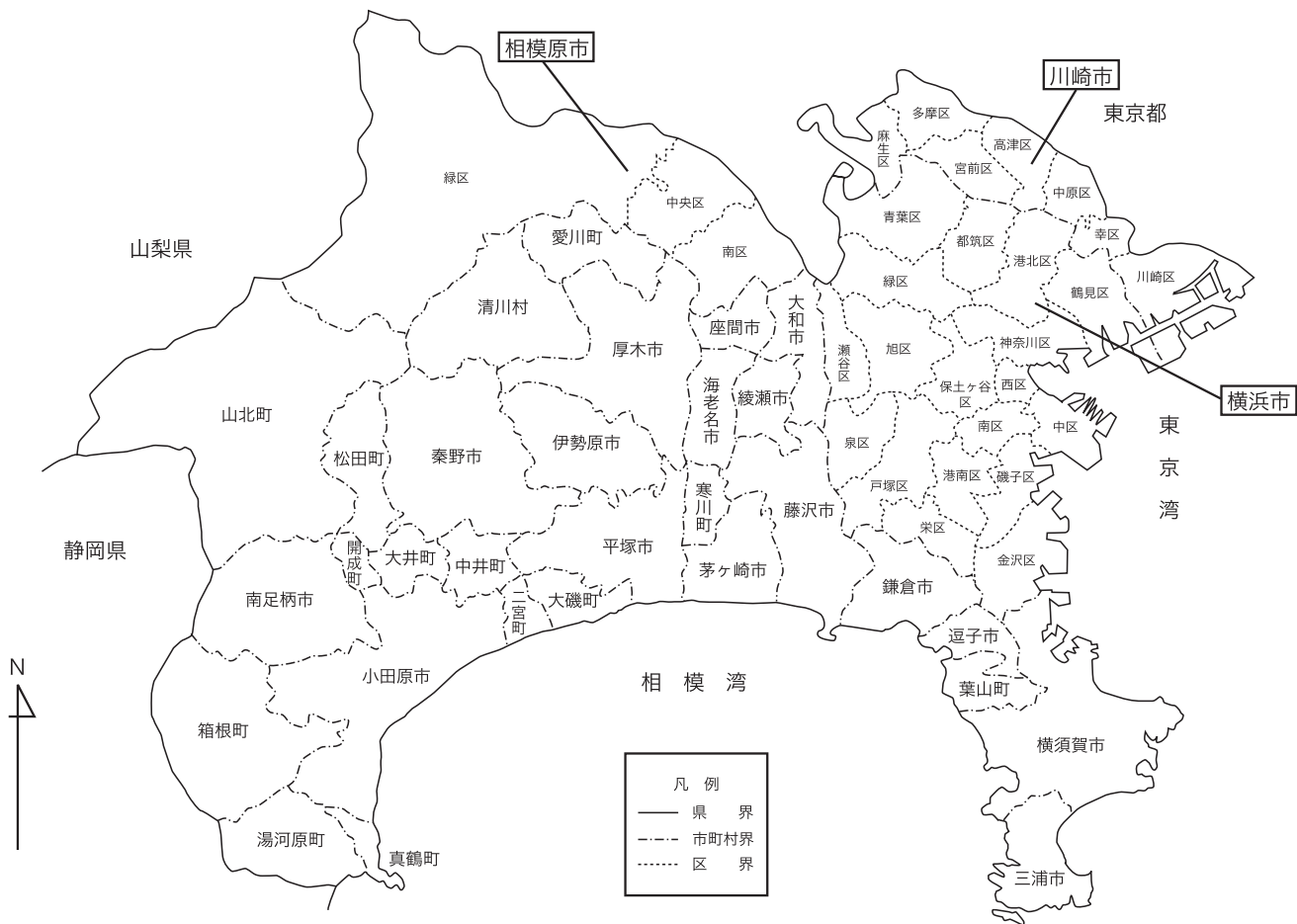


改訂版

応急危険度判定手帳

神奈川県建築物震後対策推進協議会

市町村位置図



目 次

1. 応急危険度判定制度の概要

(1) 制度の目的	1
(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱	2
(3) 関係横関	6
(4) 制度の位置づけ	8
(5) 災害補償	9
(6) 応急危険度判定活動体系図	10
(7) 判定の基本的事項	12
(8) 判定の流れ	13
(9) 判定標識(判定ステッカー)の例示	17

2. 判定士会と連絡体制に関する事項

(1) 判定士会	18
(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会設置要綱	18
(3) 電話連絡網	21
(4) 判定活動協力要請の連絡	21
(5) 応急危険度判定フローチャート	22

3. 判定活動の協力要請があった時の対応

(1) 協力要請に対する意思の決定	24
(2) 判定活動参加への準備	24

4. 判定活動に関する事項

(1) 被災市町村災害対策本部との関係	25
(2) 判定作業	25
(3) 安全確認	26
(4) 居住者等との対応	26
(5) 居住者等との対応例	27

5. 応急危険度判定調査表記入マニュアル (全国基準)

○木造建築物	29
○鉄骨造建築物	37
○鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等	45

6. 判定調査参考資料

○木造建築物	55
○鉄骨造建築物	70
○鉄筋コンクリート造建築物等	76

〈メモ及びアドレス〉	80
------------	----

◎応急危険度判定業務担当窓口一覧	90
------------------	----

◎応急危険度判定士認定に係る 諸手続きについて	93
----------------------------	----

◎神奈川県建築物震後対策推進協議会 ホームページについて	94
---------------------------------	----

・ 応急危険度判定士認定申請事項変更届（第 3号様式）	95
・ 応急危険度判定士認定辞退届（第5号様式）	97

参考資料

・ 木造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）	99
・ 鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）	101
・ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の 応急危険度判定調査表（記入例）	103

1. 応急危険度判定制度の概要

(1) 制度の目的

① 目的

地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図ることを目的とする。

② 応急危険度判定士（以下「判定士」という。）

制度の目的を達成すべき判定作業を行う者として、知事が定める者をいう。

建築物について公に認められた専門家である建築士等は、指定講習を受講し認定申請をすることによって県知事より判定士として認定されます。

なお、応急危険度判定（以下「判定」という。）は市町村が地震発生後の応急対策の一つとして行うものですが判定を要する建築物の量的な問題からボランティアとして民間の建築士等の協力を得て実施するものです。

③ 判定士の使命と責務

判定士は建築士等として自らが有している知識、職能を生かし震災時における社会的使命として住民の住まい等に対するニーズに呼応する。また、建築技術の進歩に応じて、必要な知識の習得、技能の錬磨など資質の向上に努め、震災時の判定活動に備える。

(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士 認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するために神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が推進する神奈川県震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「応急危険度判定」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し引き続き安全に使用できるかを判定することをいう。

2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

(認定等)

第3条 応急危険度判定士は、県内に在住又は在勤し、次の各号のいずれかに該当する者で、第10条の講習を修了した者の中から認定するものとする。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士又は同法第13条の規定に基づく一級建築士試験、二級建築士試験若しくは木造建築士試験に合格した者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定による技術検定に合格した一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2第1項の規定に基づき特定建築物調査員資格者証を交付された者。ただし、同条同項第2号の規定で国土交通大臣が認定した者のうち、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者として当該資格者証を交付された者を除く。

(4) 前各号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、協議会を経由して知事に申請するものとする。

(1) 建築士免許(建築士法第4条第1項又は第3項)を受けたことを証する書類、建築士試験(同法第4条第2項又は第4項)に合格したことを証する書類、建築施工管理技術検定(建設業法第27条第4項)に合格したことを証する書類又は特定建築物調査員資格者証の写し

(2) 第10条の講習の修了証の写し

(3) 写真(申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm横2.4cmのカラー又は白黒写真)1葉

(他都道府県の認定者等)

第3条の2 他都道府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第10条の講習会を修了した者とみなして前条の規定を適用することができる。この場合において、同条第2項第2号の書類にかえて、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付するものとする。

(認定証の交付)

第4条 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格と認めた場合は、応急危険度判定士台帳に登録するとともに、申請者に応急危険度判定士認定証(第2号様式。以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 知事は、第3条第2項の規定による申請があった場合において、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことができる。この場合において、知事は、書面により申請者に通知しなければならない。

(申請事項の変更)

- 第5条 応急危険度判定士は、第3条第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、応急危険度判定士認定申請事項変更届(第3号様式)により知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、応急危険度判定士台帳の修正をするものとする。

(認定証の更新)

- 第6条 認定証の有効期間は、認定をされた日から5年後の応当日の属する年度の末日までとする。
- 2 知事は、応急危険度判定士からその者の認定証の有効期間満了日の1ヶ月前までに第8条第1項の規定による届出がない場合、認定の更新の意思があるものとみなし、応急危険度判定士台帳に更新した旨を記載するとともに、認定証を交付するものとする。
- 3 前項の認定証の有効期間は、5年間とする。ただし、更新前の認定証の有効期間満了日が年度の末日でない場合は、この限りではない。
- 4 第1項又は第3項に規定する有効期間内に応急危険度判定士が満90歳に達する場合、有効期間は満90歳に達する日までとし、その後の認定の更新を行わないものとする。
- 5 知事は、前項の規定により認定証の有効期間が満了したときは、応急危険度判定士台帳から抹消するものとする。

(認定証の再交付)

- 第7条 応急危険度判定士は、認定証を紛失し、又は汚損したときは、応急危険度判定士認定証再交付申請書(第4号様式)により知事に再交付を申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により認定証の再交付を受けた応急危険度判定士は、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納するものとする。

(認定の辞退)

第8条 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、
応急危険度判定士認定辞退届（第5号様式）に認定証を添
えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届け出があったときは、応急危
険度判定士台帳から抹消するものとする。

（認定の取消し）

第9条 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合
においては、認定の取消し、又は認定の停止を行うことがで
きる。

- (1) 建築士法第9条第1項に基づく免許の取消しを受けた者
- (2) 建築士法第10条第1項に基づく懲戒を受けた者
- (3) 建設業法施行令第41条第1項に基づく技術検定の合格を
取り消された者

(4) 建築基準法第12条の2第3項の規定に基づく特定建築物
調査員資格者証の返納命令を受けた者

(5) 前各号に規定する者のほか、知事が認めた者

2 知事は、前項の規定により認定の取消しを行った場合は応
急危険度判定士台帳から抹消するとともに、認定証を返納さ
せるものとする。

3 知事は、第1項の規定により認定の停止を行った場合は、
停止期間満了まで認定証を領置するものとする。

（指定講習）

第10条 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、
協議会が主催する神奈川県震災建築物応急危険度判定講習
（以下「講習」という。）を受けなければならない。

2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行う
ものでなければならない。

- (1) 総論
- (2) 応急危険度判定制度
- (3) 応急危険度判定技術

ア 共通の事項

イ 建築構造ごとの判定技術

(認定状況の通知)

第 11 条 知事は、応急危険度判定士の認定状況を定期的に協議会に通知するものとする。

(実施細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成 4 年 4 月 28 日から施行する。

2 この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。

5 この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

6 この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

7 この要綱は、令和 6 年 10 月 18 日から施行する。

8 この要綱は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。

この要綱の施行時に交付済みの認定証の有効期間は、第 6 条第 4 項の規定にかかわらず従前のとおりとする。

(3) 関係機関

① 市町村災害対策本部

地震発生後、判定の実施主体として判定活動に携わる判定士の指揮、監督を行う機関である。

市町村災害対策本部は判定実施の要否を判断し、実施を決定した場合は内部に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、判定士に対する協力要請、県災害対策本部に対する判定士の派遣要請、判定士受入れ準備等を行います。

② 県災害対策本部

市町村災害対策本部が設置されたことを受けて、県災害対策本部が設置される。市町村、都道府県、国等との連絡調整や判定士の派遣計画等支援を行う機関である。

県災害対策本部は、市町村災害対策本部の災害応急対策を支援するとともに、被災した当該市町村以外の地域と連絡調整を行う立場にあります。

判定については判定士の派遣要請を受けて、内部に応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、判定士の派遣計画の作成やその他の必要な支援を行います。

また、被害が大規模で県内だけでの対応が困難な場合は、国や他都道府県に対して応援要請を行います。

③ 神奈川県建築物震後対策推進協議会

応急危険度判定制度を確立し、その適正な運用を図ることを目的として、震災前に建築士等を対象に判定士の養成や市町村職員を対象にコーディネーターの養成等、判定が円滑かつ迅速に実施できる体制の整備を行う。

震災後は、判定士要請の連絡や判定活動等、実際に応急危険度判定が円滑かつ迅速に行われるように取り組む機関である。

応急危険度判定制度の体制を整備することを目的とし神奈川県と県内全市町村からなる神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が平成3年8月に設立されました。

協議会では、判定士の養成や市町村職員を対象にコーディネーターの養成、判定に不可欠である資機

材（ヘルメット、下げ振り等）の備蓄等を進めています。

④ 全国被災建築物応急危険度判定協議会

応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して調整を行い、応急危険度判定の実施体制の整備を行う機関である。

阪神・淡路大震災における応急危険度判定の成果を踏まえ、全国規模での応急危険度判定制度の整備、相互支援体制の確立等を図るため、国、全国都道府県及び関係団体を構成員として平成 8 年 4 月設立されました。

⑤ 10 都県被災建築物応急危険度判定協議会

全国協議会の関東地方連絡会議として、相互支援体制等の整備を行う機関である。

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、静岡県、長野県及び神奈川県を構成員として平成 9 年 1 月設立されました。

(4) 制度の位置づけ

応急危険度判定は、県、市町村の地域防災計画に定め、地震発生後に設置される市町村災害対策本部が実施する。

県、市町村においてはそれぞれの「地域防災計画」に位置づけられ、国においても中央防災会議により平成 7 年 7 月の「防災基本計画」で「二次災害の防止活動」の一つとして、応急危険度判定制度が位置づけられました。

(5) 災害補償

判定士の判定活動中等の事故に備え、判定調査を要請する行政側が事前に傷害保険に加入しておく。

判定士の応急危険度判定活動中等における万一の事故に備えて、事前に神奈川県建築物震後対策推進協議会が県内において判定活動を行う判定士に対して、天災危険担保特約付き傷害保険に加入しています。

この保険の対象となる範囲は「行政側からの要請を受けた判定士が、判定を目的に活動する期間（自宅を出てから、判定を終了し帰宅するまで）」となっています。

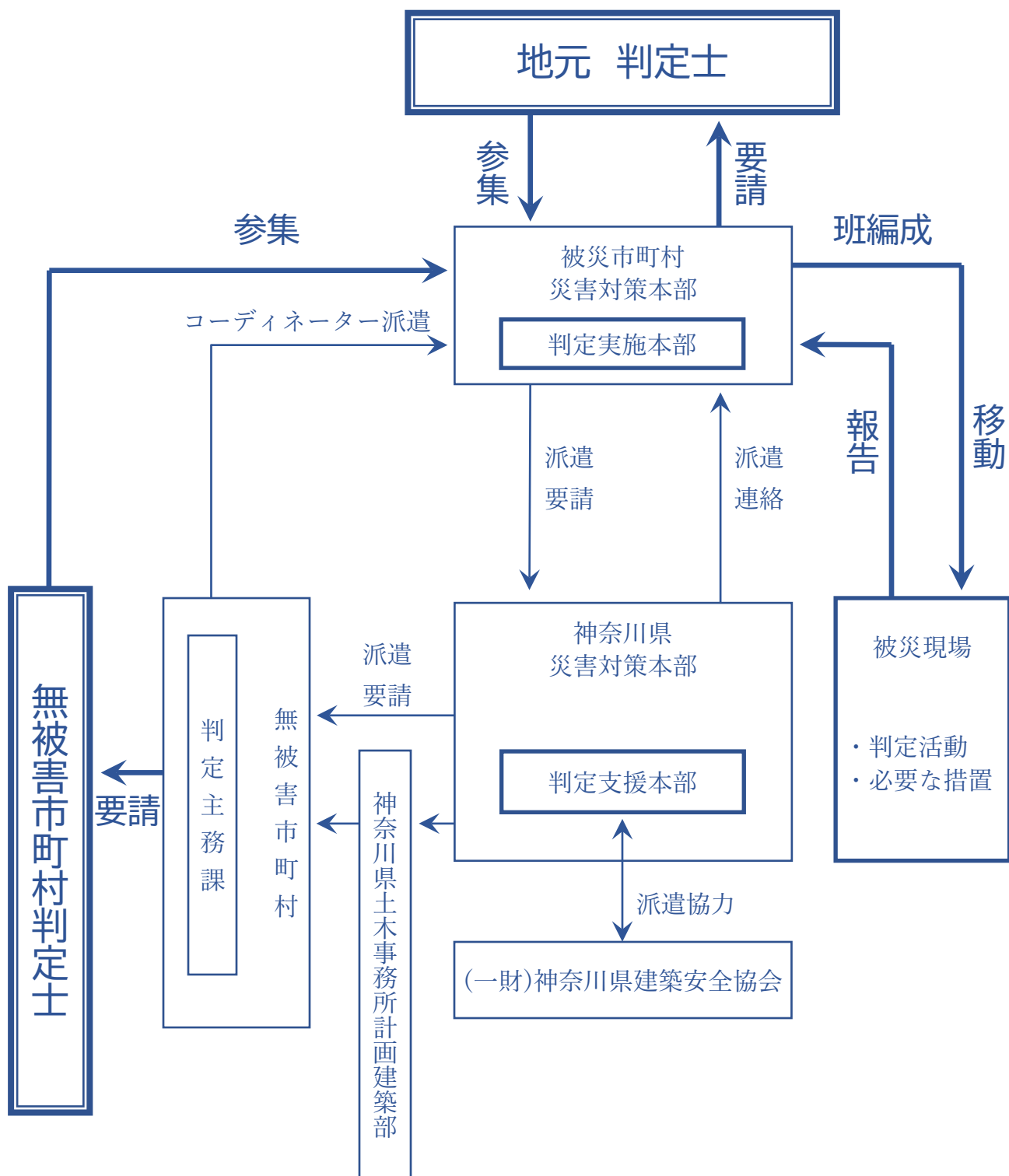
なお、他県へ派遣された場合には全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて加入している保険が適用されます。

また、協議会や市町村が主催する訓練に参加する判定士に対しても同様の保険が適用されます。

【補償内容】

傷害保険：死亡・後遺障害	2,000 万円
入院	日額 5,000 円
通院	日額 3,000 円

賠償責任保険：対人・対物共通	1 億円
----------------	------



(7) 判定の基本的事項

① 判定対象建築物

市町村災害対策本部内の実施本部職員（以下「コーディネーター」という。）の指示による判定街区の建築物を判定する。

地震発生後に判定対象となる建築物は、直接判定士を指揮する実施本部のコーディネーターが災害の状況に応じて予め設定しておいた判定街区マップ（住宅地図等）を基に判定調査街区を選定し、決定されます。

そして、それらを判定士に割り振り判定を行います。

② 判定実施時期

判定は地震発生後できる限り早い時期に実施する。

応急危険度判定は、被害を受けた建築物が余震を受けて生じる二次災害等を防止することが目的であるため、地震発生後できるだけ速やかに実施することが望ましく、地震発生後の1～2日後をめどに開始されます。

実施期間は、10～14日間程度を目安としています。

③ 判定士の作業日数

判定士は自らが有している知識・技能を活用して、社会的使命からボランティアとして判定を行うものである。

そのため、作業日数は判定士の意志を尊重するものとする。

協力を求める判定作業日数は、原則として3日間を想定しています。

また、他の都道府県への派遣の場合は移動の時間を考慮すると 4、5 日間の協力をお願いすることになります。

④ 判定結果の責任

判定結果の責任については、市町村災害対策本部が負う。

判定士は災害対策本部の要請を受け、その指示により判定作業を実施します。

判定は設定された判定基準に基づき、指定の判定調査表の項目に沿って調査を行なうこととなります。

(8) 判定の流れ

① 判定実施の基本条件

大規模地震が発生すると県・市町村に災害対策本部が設置される。

この判定は市町村に災害対策本部が設置され、判定実施と判断されることを基本条件とする。

災害対策本部が設置されると、管内の建築物の被害程度について情報収集が行われます。

市町村災害対策本部では、判定実施の可否が検討されます。

そして、災害対策本部長より判定実施の決定がなされることをもって実施されることとなります。

② 判定士の要請

市町村災害対策本部長は判定実施の決定により、ただちに実施本部を設置し、地元の判定士に対して協力要請を行うとともに、必要に応じ県災害対策本部に対し支援を要請する。

県災害対策本部は要請を受けた場合、ただちに

支援本部を設置し、無被害市町村に対して判定士の派遣を要請する。

要請を受けた無被害市町村は管内の判定士に対して協力要請を行う。

市町村災害対策本部長は、判定実施にあたって地元判定士だけでは判定士の人数が足りないときは、県災害対策本部に対して判定士の派遣等の支援要請を行います。

その要請を受けて県災害対策本部は、県内の無被害市町村に対して管内の判定士の派遣を要請します。

さらに、被害が大規模で県内の判定士だけでは対応しきれないと判断した場合は、他都道府県に対して判定士の派遣要請を行うこととなります。

③ 判定活動時の行動

判定活動時は、同行する行政職員及び実施本部のコーディネーターの指示により行動する。

判定活動の流れは、概ね以下のようになります。

集 合：指定場所に集合し、氏名の申告をするとともに判定備品（認定証、手帳等）の確認を受け、用意された移動手段で被災市町村へ移動する。

移 動 中：同行する行政職員より、被災地の状況と判定作業、判定基準等の説明、確認が行われる。

到 着：被災市町村災害対策本部内の実施本部に到着報告及び氏名等の申告を行う。

説 明：実施本部のコーディネーターより、判定実施チーム及び班の編成が行われる。

各班毎に判定作業を行う地域の被災状況等の説明と判定方法等の確認が行われ、判定備品（街区マップ、判定調査表、判定標識等）が配付される。

移動：被災市町村災害対策本部が用意した移動手段で担当する判定街区へ移動する。

判定作業：判定士は、1 チーム 2 人で判定を行う。
判定は、判定調査表の項目に添って行う。

標識貼付：判定結果に基づく判定標識を当該建築物の玄関付近の見やすい位置に貼付する。

報告：当日の判定結果を実施本部のコーディネーターに報告し、翌日の指示を受ける。

宿泊：被災市町村災害対策本部が用意した宿泊施設に宿泊する。

④ 判定結果の表示

判定調査を行った場合、その判定結果に基づき、判定標識（判定ステッカー）「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」を当該建築物の出入口もしくは外壁等の見やすい位置に貼付するものとする。

応急危険度判定においては、短時間に膨大な量の建築物の安全性について応急的に判定し、その結果について表示することとなるため、安全性に関する必要最小限の「危険」、「要注意」、「調査済」の三段階に分類することとなります。

また、表示にあたっては、色のついた所定の標識を用いることとし、当該建築物の利用者だけでなく、その建築物の近隣を通行する歩行者等からも容易に識別できるようにします。

さらに、判定調査表のコメント欄と同じ内容を判定標識の注記欄に記入し、なにが危険なのか、なにに注意すべきなのかが判断できるようにします。

(9) 判定標識（判定ステッカー）の例示

(赤)

応急危険度判定結果	
危険	
UNSAFE	
◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 -

(黄)

応急危険度判定結果	
要注意	
LIMITED ENTRY	
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 -

(緑)

応急危険度判定結果	
調査済	
INSPECTED	
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です	
建築物名称	
注記：	
整理番号	
判定日時	月 日 午前・午後 時現在
	災害対策本部 電話 -

A3 版

2. 判定士会と連絡体制に関する事項

(1) 判定士会

- ① 判定実施の際、判定士の皆様に協力要請をお願いする手段としての電話連絡網の整備等を第一の目的に判定士会を設置しています。
- ② 協力要請の電話連絡が円滑かつ的確に判定士の皆様に伝達できるように、判定士会は行政庁単位の支部構成になっています。
- ③ 判定士の皆様には判定士会設置要綱の別表にあるように居住地の支部に所属していただきます。
なお、県外居住の判定士の皆様は勤務先所在地の判定士会支部に所属していただきます。

(2) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）と神奈川県震災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）との連携を図り、もって応急危険度判定を円滑に実施するため、神奈川県震災建築物応急危険度判定士会（以下「判定士会」という。）の設置について定めるものとする。

(構成)

第2条 判定士会は、行政職員を除く判定士（以下「一般判定士」という。）で構成する。

(事務局)

第3条 判定士会の事務局は、神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課に置く。

(支部)

第4条 判定士会に別表の支部を設置する。

- 2 判定士会は、支部ごとに運営するものとし、各支部の事務局は特定行政庁である12市に設置する支部については当該市が、その他の支部については支部を構成する市町村の協力のもとに県土木事務所計画建築部が務める。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 支部に、一般判定士であるリーダー及びサブリーダーを数名置く。

(リーダー会議)

- 第6条 推進協議会と一般判定士との意見交換を行うため、必要に応じてリーダー会議を開催する。
- 2 リーダー会議は、リーダー、サブリーダー等判定士会支部の代表者、推進協議会構成員の代表者及び推進協議会事務局から構成する。
 - 3 リーダー会議は、推進協議会事務局長が開催する。
 - 4 リーダー会議の議長には、推進協議会事務局長があたる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、判定士会の運営に必要な事項は、リーダー会議において協議のうえ定める。

附則

この要綱は、平成9年11月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表

支 部 名	支 部 の 構 成 員
横浜支部	原則として横浜市に居住する一般判定士
川崎支部	原則として川崎市に居住する一般判定士
横須賀支部	原則として横須賀市に居住する一般判定士
藤沢支部	原則として藤沢市に居住する一般判定士
相模原支部	原則として相模原市に居住する一般判定士
鎌倉支部	原則として鎌倉市に居住する一般判定士
厚木支部	原則として厚木市に居住する一般判定士
平塚支部	原則として平塚市に居住する一般判定士
小田原支部	原則として小田原市に居住する一般判定士
秦野支部	原則として秦野市に居住する一般判定士
茅ヶ崎支部	原則として茅ヶ崎市に居住する一般判定士
大和支部	原則として大和市に居住する一般判定士
逗葉三浦 支部	原則として逗子市・三浦市・葉山町に居住 する一般判定士
県央支部	原則として海老名市・座間市・綾瀬市・愛 川町・清川村に居住する一般判定士
湘南支部	原則として伊勢原市・寒川町・大磯町・二 宮町に居住する一般判定士
足柄上支部	原則として南足柄市・中井町・大井町・松田 町・山北町・開成町に居住する一般判定士
西湘支部	原則として湯河原町・箱根町・真鶴町に居 住する一般判定士

(3) 電話連絡網

- ① 電話連絡網は判定士会支部単位で整備されています。
- ② 判定士の皆様には支部の電話連絡網に所属していただきます。
- ③ 応急危険度判定に関する以外は、この連絡網は使用されません。

(4) 判定活動協力要請の連絡

- ① 連絡は神奈川県建築物震後対策推進協議会の地元市町村の判定主務課（担当窓口）より行います。
- ② 必要に応じて協議会事務局、県土木事務所などにより行います。
- ③ 主な伝達される内容
 - a. 判定を実施する市町村名
[〇〇市(町村)災害対策本部]
 - b. 参集日時
[◎◎日△△時 ◇◇分]
 - c. 参集場所
[指定がなければ所定の市区町村庁舎]
 - d. 協力要請の可否
[参加協力の可否の意思表示を必ず伝える]
- ④ 電話による連絡が何らかの原因で不可能な場合は、防災無線、ラジオ、テレビ、インターネットなどを活用しお知らせする予定です。

〔関係機関〕



〔判定士〕



3. 判定活動の協力要請があった時の対応

(1) 協力要請に対する意思の決定

- ① ボランティアとして協力していただく判定活動は、決して強制するものではありません。
家族、勤務先ともよく相談し決めて下さい。
- ② 判定活動は被災地へ赴いて作業を行うことになるため体調が優れない場合は参加を控えて下さい。

(2) 判定活動参加への準備

- ① スケジュールの確認等
 - a. 参集日時、参集場所、判定実施市町村、移動方法と作業協力期間については、よく確認して下さい。
 - b. 家族、勤務先には行動スケジュールについて、よく説明し了解を得て下さい。
- ② 参集場所へは、判定作業が出来る服装で集合して下さい。
- ③ 持参して頂きたいものは以下の通りです。

a. 必ず持参してほしいもの	
・応急危険度判定士認定証	・判定手帳 ・筆記用具
b. 持参して欲しい、または、あった方がよいもの	
・ヘルメット ・下げ振り ・クラックスケール ・バインダー（画板） ・コンベックス ・携帯電話	・ナップザック ・水筒 ・軍手 ・雨具 ・防寒具（冬季） ・マスク
c. その他あると便利なもの	
・双眼鏡 ・ラジオ ・ペンライト（懐中電灯） ・ホイッスル	・カメラ ・コンパス（方位磁石） ・ハンマー（打診器）
d. 宿泊に必要な最小限のもの	

4. 判定活動に関する事項

(1) 被災市町村災害対策本部との関係

- ① 現地到着後は、判定を実施する市町村災害対策本部（実施本部）の指揮下に入ります。
- ② その後の判定作業、宿泊等に関することは、実施本部のコーディネーターが判定士のお世話をすることになりますのでその指示にしたがってください。

(2) 判定作業

- ① 判定作業中は判定士認定証を必ず携帯し、腕章等を身に付け判定士として識別出来るようにして下さい。
- ② 判定作業は原則 2 人 1 組で行うため、予め相互の役割を決めておいて下さい。
- ③ 判定は、判定調査表の調査項目に従って、短時間に的確かつ能率よく行ってください。
- ④ 判定調査は建築物の外観目視を原則に行います。内観調査は必要に応じて実施します。
- ⑤ 内観調査など建築物等への立ち入り調査に関しては、実施本部の指示により実施して下さい。
判定作業へ向かう前にコーディネーターが調査方法等について説明します。
- ⑥ 内観調査は、居住者等からのヒヤリングによるものでも構いません。
- ⑦ 一見して明らかに大破以上の建築物については、詳細な調査は省略して判定を行ってください。
- ⑧ 判定結果の判断根拠は、判定調査表のコメント欄に記入し、判定標識の注記欄にも同じ内容を併せて記入してください。

(3) 安全確認

- ① 判定作業中及び移動中は、危険な場所に近付かない等無理な行動はしないで下さい。
特に判定作業は、十分に周囲の安全を確認したうえで行って下さい。
- ② 被災建築物に接近し判定作業を行うことが危険な場合は、安全な場所で行って下さい。(確認できる範囲の被害状況を判定調査表に記入する。)
- ③ 落下、脱落や転倒の恐れのある場合には、状況に応じて1名は監視の役目を務めるなど、相互に連携を取り判定作業を行って下さい。

(4) 居住者等との対応

- ① 被災地の住民に対しては、誠意を持って行動するようにして下さい。
- ② 実施本部の方針を十分把握し、対処して下さい。
- ③ 一時避難をしないで、引き続き居住している住宅等への立ち入り調査については、居住者等に応急危険度判定の趣旨を説明し、必ず了解を得たうえで調査することとし、無用なトラブルはさけて下さい。
- ④ 判定についての質問等には、判定士として、また建築専門家としての知識、経験等を基に適切な回答をして下さい。
- ⑤ 罹災証明など公的助成についての質問は、応急危険度判定の趣旨を説明し、その被害調査とは異なる旨を伝え誤解の生じないように注意して下さい。
- ⑥ 住民から判定作業以外の業務を求められた場合丁寧に断り、災害対策本部の連絡先等を伝え、速やかにその場を離れて下さい。
- ⑦ 判定に際し居住者等ともめた場合は、無理に判定標識を貼付せずに、判定調査表にその旨を付記して

下さい。これは、判定標識を剥がされた場合も同様です。

- ⑧ マスコミの対応方法については、コーディネーターの指示に従って下さい。

(5) 居住者等との対応例

① 判定作業中について

居住者等：「何をしているのか？」

回答例：（応急危険度判定士認定証を提示し）

『私たちは〇〇市の要請により、被災した建築物に引き続き居住できるかどうか、また、二次災害防止のため建築物の安全性（危険性）を判定しているところです。』

② 判定標識の表示について

a. 調査済（緑）

居住者：「この建築物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか。」

回答例：『建築物被害は軽微であり使用可能だと思います。今後とも注意して使用して下さい。』

また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたら判定標識に記載してある電話番号に電話して下さい。』

b. 要注意（黄）

居住者：「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすれば良いのですか？」

回答例：（技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し）

『建築物に立ち入る場合には、判定標識の注記に書いてある内容にしたがって、十

分注意して下さい（特に就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと）。

○丁目の○○体育館を避難場所として用意していますのでご希望の場合はご利用下さい。』

C. 危険（赤）

居住者：「危険はどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」

回答例：『建築物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。

是非、市の担当部局に相談してください。

電話番号は、判定標識に記載してあります。

また、○丁目の○○体育館を避難場所として用意していますので早急に避難して下さい。』

d. 要注意（黄）や危険（赤）の内容について

居住者：「言うことを聞かなければならないのか？」
或いは、「強制力はあるのか？」

回答例：『これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民の皆さんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。』

5. 応急危険度判定調査票記入マニュアル (全国基準)

○ 木造建築物

I 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右端の集計欄に分けて作られています。

調査項目はゴシック体で表示されています。

調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付け、あるいは下線部分に該当する数字を記入してください。

つぎに各調査欄で○のついた数字、または下線部分の数字を集計欄に記入して下さい。

集計欄は全て数字で記入します。

しかし、調査漏れを防ぐため項目に該当する内容がない場合はチェックマーク☑を記入して下さい。

迅速な調査結果の集計に役立ちますので、ご協力をお願いいたします。

II 整理番号等について

1 整理番号

調査する災害対策本部の担当者の指示に従って記入して下さい。

なお、その際当日配付された街区マップ（住宅地図等）に調査表と対照できるように、当該被災建築物の整理番号を転記するようにして下さい。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入して下さい。

その際、時間単位で記入し、分を省略して下さい。

（記入例 午前 11 時 35 分→午前 11 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2回目以降の場合、その調査回数を記入して下さい。

なお、古い判定標識（判定ステッカー）をはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者にお渡し下さい。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県、判定士認定番号を順に記入して下さい。

なお、基本的に1チーム2人を想定していますが、3人以上の場合は下に追記して下さい。

記入については、調査表を何校も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもよいことにしますが、認定番号は正確に記入するようにして下さい。

Ⅲ 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物名称を記入して下さい。

正式名称を事前に把握している場合は、それを記入して下さい。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入して下さい。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入して下さい。

各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるよう記入して下さい。

1.1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入して下さい。

そのほかの場合は、配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物の番号（個々の建築物の水平投影面の輪郭に付されている住居番号）を記入して下さい。

2 建築物所在地

字名地番を記入して下さい。

市町村名は省略して結構です。

（記入例緑が丘 1-2-1）

2.1 街区マップ（住宅地図等）整理番号

配付された街区マップ（住宅地図等）の番号を記入して下さい。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にして下さい。

また、どの項目にも該当しない場合は、その他として（ ）の中に内容を記入して下さい。

凡 例	建 築 物 用 途
店 舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体 育 館	学校の体育館、スケート場、屋内プール
劇 場、 遊技場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

複合用途のものは、主たる用途で記入して下さい。

13. 学校は、教室の集合体を典型として判断して下さい。

予備校や塾等は実態に応じて 6. 事務所と判断すべきものもあります。

4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入して下さい。

建築物を見て判断して下さい。

木造で工法が特定できない場合は、1. 在来構法として下さい。

5 階数

調査者の技術的判断も加えて、調査対象建築物の被災前の階数を記入して下さい。

6 建築物規模

1 階寸法を目見当で推定して記入して下さい。

実測上の危険が無く、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとして下さい。

また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入して下さい。

これらの寸法は、後日街区マップ（住宅地図等）上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原形を留めないほど破壊がはげしい場合等は、記入しなくても結構です。

その場合、集計欄には図を記入して下さい。

IV 調査について

1 調査範囲について

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果 A ランクとなったものは、原則として内観調査も行して下さい。

B ランクのものも、必要に応じて内観調査を行って下さい。

この場合、使用者等の承諾を得て内観調査を実施して下さい。

C ランクとなったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の使用者からのヒヤリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入して下さい。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従って下さい。

2 「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

隣接しているがけや地盤などによる要因の場合は、4. その他の項目の（ ）内に理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

この場合、コメント欄と判定標識（判定ステッカー）の注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入して下さい。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

3 「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、B ランクの判定をして下さい。

④ 建築物の1階の傾斜

B ランク (1/60-1/20) は、1/60 を超え 1/20 以下の範囲をいいます。

4 「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

③ 外装材(湿式)の場合

③ 外装材(湿式)の場合とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 外装材(乾式)の場合

④ 外装材(乾式)の場合とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁のない場合は記入の必要がありません。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにして下さい。

⑦ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定して下さい。

なお、特にない場合、①～⑥の判定のみの場合と危険度の判定が変化しない場合は記入の必要がありません。

V 総合判定について

1 総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んで下さい。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

A ランクと A ランクの場合は「1. 調査済 (緑)」

A ランクと B ランクの場合は「2. 要注意 (黄)」

A ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

B ランクと B ランクの場合は「2. 要注意 (黄)」

B ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

C ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

2 コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定標識 (判定ステッカー) の注記欄と同じ内容にして下さい。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにして下さい。

- 記入例・隣接建築物が倒れ込む危険があります。
- ・擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
 - ・構造躯体である 1 階の柱が大きく損傷を受けており危険です。
 - ・建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
 - ・屋外看板が落ちかけており危険があります。

立入注意の範囲、ブロック塀等特に安全上注意の必要な場合も記入して下さい。

また、判定結果が「危険」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告して下さい。

○ 鉄骨造建築物

I 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右端の集計欄に分けて作られています。

調査項目はゴシック体で表示されています。

調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付け、あるいは下線部分に該当する数字を記入してください。

つぎに各調査欄で○のついた数字、または下線部分の数字を集計欄に記入して下さい。

集計欄は全て数字で記入します。

しかし、調査漏れを防ぐため項目に該当する内容がない場合はチェックマーク☑を記入して下さい。

迅速な調査結果の集計に役立ちますので、ご協力をお願いいたします。

II 整理番号等について

1 整理番号

調査する災害対策本部の担当者の指示に従って記入して下さい。

なお、その際当日配付された街区マップ（住宅地図等）に調査表と対照できるように、当該被災建築物の整理番号を転記するようにして下さい。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入して下さい。その際、時間単位で記入し、分を省略して下さい。

（記入例 午前 11 時 35 分→午前 11 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2 回目以降の場合、その調査回数を記入して下さい。

なお、古い判定標識（判定ステッカー）をはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者にお渡し下さい。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県、判定士認定番号を順に記入して下さい。

なお、基本的に1チーム2人を想定していますが、3人以上の場合は下に追記して下さい。

記入については、調査表を何校も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもよいことにしますが、認定番号は正確に記入するようにして下さい。

Ⅲ 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物名称を記入して下さい。

正式名称を事前に把握している場合は、それを記入して下さい。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入して下さい。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入して下さい。

各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるよう記入して下さい。

1.1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入して下さい。

そのほかの場合は、配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物の番号（個々の建築物

の水平投影面の輪郭に付されている住居番号)を記入して下さい。

2 建築物所在地

字名地番を記入して下さい。

市町村名は省略して結構です。

(記入例緑が丘 1-2-1)

2.1 街区マップ(住宅地図等)整理番号

配付された街区マップ(住宅地図等)の番号を記入して下さい。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にして下さい。

また、どの項目にも該当しない場合は、その他として()の中に内容を記入して下さい。

凡 例	建 築 物 用 途
店 舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体 育 館	学校の体育館、スケート場、屋内プール
劇 場、 遊技場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

複合用途のものは、主たる用途で記入して下さい。

13. 学校は、教室の集合体を典型として判断して下さい。

予備校や塾等は実態に応じて 6. 事務所と判断すべきものもあります。

4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入して下さい。

梁間方向・桁行き方向で異なる場合は、量的に多い方向で代表させて下さい。

倒壊等により外観から判断できずかつ内観調査のできない場合等、判断のつきかねる場合は記入しなくても結構です。

混構造等の場合は、4. その他としてその内容を（ ）の中に、例えば(木造との混構造)のように記入して下さい。

5 階数

調査者の技術的判断も加えて、調査対象建築物の被災前の階数を記入して下さい。

倒壊等のために判別できない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査者ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に3 ?のように記入して下さい。

6 建築物規模

1階寸法を目見当で推定して記入して下さい。

実測上の危険が無く、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとして下さい。

また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入して下さい。

これらの寸法は、後日街区マップ（住宅地図等）上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原形を留めないほど破壊がはげしい場合等は、記入しなくても結構です。

その場合、集計欄には図を記入して下さい。

IV 調査について

1 調査範囲について

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果Aランクとなったものは、原則として内観調査も行して下さい。Bランクのものも、必要に応じて内観調査を行して下さい。この場合、使用者等の承諾を得て内観調査を実施して下さい。

Cランクとなったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の使用者からのヒヤリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入して下さい。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従って下さい。

2 「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

隣接しているがけや地盤などによる要因の場合は、4. その他の項目の（ ）内に理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

この場合、コメント欄と判定標識（判定ステッカー）の注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入して下さい。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

3 「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊

していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をして下さい。

② 塾不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク(1/300－1/100)は、1/300を超え1/100以下の範囲をいいます。

(以下③と⑤のBランクも同じ)

4 「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

③ 外装材(湿式)の場合

③外装材(湿式)の場合とは、土壁、漆喰壁、モルタル壁などの塗り壁や、あるいはタイル張り等、水を用いて作る壁のことです。

このような湿式の壁のない場合は記入の必要がありません。

④ 外装材(乾式)の場合

④外装材(乾式)の場合とは、木板、金属板、金属系や窯業系のサイディング、石膏ボード、あるいは下見板、羽目板、ベニヤ板などのさまざまなボード類を釘やボルト、金属などを用いて固定するタイプのものです。

このような乾式の壁のない場合は記入の必要がありません。

⑤ 看板・機器類

看板、ウインドクーラー、屋上に設置されたタンクなど、建築物に固定されている機器等の危険を判定するようにして下さい。

⑦ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険など①～⑥までに該当しない項目で危険なものがある場合、最

も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定して下さい。

なお、特にない場合、①～⑥の判定のみの場合と危険度の判定が変化しない場合は記入の必要がありません。

V 総合判定について

1 総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んで下さい。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

A ランクと A ランクの場合は「1. 調査済 (緑)」

A ランクと B ランクの場合は「2. 要注意 (黄)」

A ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

B ランクと B ランクの場合は「2. 要注意 (黄)」

B ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

C ランクと C ランクの場合は「3. 危険 (赤)」

2 コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定標識 (判定ステッカー) の注記欄と同じ内容にして下さい。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにして下さい。

記入例・隣接建築物が倒れ込む危険があります。

- ・擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
- ・構造躯体である 1 階の柱が大きく損傷を受けており危険です。

- ・建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
- ・屋外看板が落ちかけており危険があります。

立入注意の範囲、ブロック塀等特に安全上注意が必要な場合も記入して下さい。

また、判定結果が「危険」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告して下さい。

○ 鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等

I 全体的な記入方法について

この調査表は、電算入力を前提としているため、左側調査欄と右端の集計欄に分けて作られています。

調査項目はゴシック体で表示されています。

調査者は、誤記入を防止するため、左側調査欄の該当する事項の番号に○を付け、あるいは下線部分に該当する数字を記入してください。

つぎに各調査欄で○のついた数字、または下線部分の数字を集計欄に記入して下さい。

集計欄は全て数字で記入します。

しかし、調査漏れを防ぐため項目に該当する内容がない場合はチェックマーク☑を記入して下さい。

迅速な調査結果の集計に役立ちますので、ご協力をお願いいたします。

II 整理番号等について

1 整理番号

調査する災害対策本部の担当者の指示に従って記入して下さい。

なお、その際当日配付された街区マップ（住宅地図等）に調査表と対照できるように、当該被災建築物の整理番号を転記するようにして下さい。

2 調査日時

調査者が、調査対象被災建築物に到達し、調査を開始した時刻を記入して下さい。その際、時間単位で記入し、分を省略して下さい。

（記入例 午前 11 時 35 分→午前 11 時）

3 調査回数

当初調査の場合は記入せず、2 回目以降の場合、その調査回数を記入して下さい。

なお、古い判定標識（判定ステッカー）をはがした場合は、捨てずに持ち帰り、災害対策本部担当者にお渡し下さい。

4 調査者氏名

下線部に氏名、都道府県、判定士認定番号を順に記入して下さい。

なお、基本的に1チーム2人を想定していますが、3人以上の場合は下に追記して下さい。

記入については、調査表を何校も記入する都合から、ひらがな、イニシャル等を使用してもよいことにしますが、認定番号は正確に記入するようにして下さい。

Ⅲ 建築物概要について

1 建築物名称

災害対策本部から配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物名称を記入して下さい。

正式名称を事前に把握している場合は、それを記入して下さい。

個人住宅の場合は、地図には所有者等の名前が記載されていますので、その氏名を記入して下さい。

なお、一つの敷地に複数の建築物があった場合、それぞれに異なる整理番号を付して別葉の調査表に記入して下さい。

各建築物の名称は「～の住宅」、「～の倉庫」等それぞれが区別できるよう記入して下さい。

1.1 建築物番号

あらかじめ、建築物番号が定められている場合はそれを記入して下さい。

そのほかの場合は、配付された街区マップ（住宅地図等）に記載された建築物の番号（個々の建築物

の水平投影面の輪郭に付されている住居番号)を記入して下さい。

2 建築物所在地

字名地番を記入して下さい。

市町村名は省略して結構です。

(記入例緑が丘 1-2-1)

2.1 街区マップ(住宅地図等)整理番号

配付された街区マップ(住宅地図等)の番号を記入して下さい。

3 建築物用途

項目に該当しないものについては下記の表を参考にして下さい。

また、どの項目にも該当しない場合は、その他として()の中に内容を記入して下さい。

凡 例	建 築 物 用 途
店 舗	飲食店、スーパーマーケット、デパート等
体 育 館	学校の体育館、スケート場、屋内プール
劇 場、 遊技場等	パチンコ店、映画館、ボーリング場、公会堂等

複合用途のものは、主たる用途で記入して下さい。

13. 学校は、教室の集合体を典型として判断して下さい。

予備校や塾等は実態に応じて 6. 事務所と判断すべきものもあります。

4 構造形式

主たる構造形式を判断して記入して下さい。

かつ、内観調査のできない場合等、判断のつきかねる場合は記入しなくても結構です。

5. 混合構造の場合は、()の中に、例えば(S造)のように記入して下さい。

5 階数

調査者の技術的判断も加えて、調査対象建築物の被災前の階数を記入して下さい。

倒壊等のために判別できない場合、あるいは地下の階数が不明な場合等は、調査者ができる範囲で推定し、集計欄の数値の右に「3？」のように記入して下さい。

6 建築物規模

1階寸法を目見当で推定して記入して下さい。

実測上の危険が無く、時間的余裕のある場合は、コンベックス等で測定していただいても結構です。

原則として間口方向をアに、奥行き方向をイとして下さい。

また、円形プランや不整形なプランの建築物の場合、外接する方形を想定して、その寸法を記入して下さい。

これらの寸法は、後日街区マップ（住宅地図等）上で建築物を特定して確認するために必要なものですが、原形を留めないほど破壊がはげしい場合等は、記入しなくても結構です。

その場合、集計欄には☒を記入して下さい。

IV 調査について

1 調査範囲について

全ての物件について外観調査を行うこととしますが、その結果Aランクとなったものは、原則として内観調査も行って下さい。Bランクのものも、必要に応じて内観調査を行って下さい。この場合、使用者等の承諾を得て内観調査を実施して下さい。

Cランクとなったものは、内観調査を実施する必要はありません。

なお、内観調査は建築物の使用者からのヒヤリングによっても結構です。

内観調査ができない場合は、コメント欄に「外観調査のみ実施」と記入して下さい。

また、調査件数が多い場合等で、災害対策本部の担当者から外観調査のみと指示されている場合は、その指示に従って下さい。

2 「1 一見して危険と判断される」について

全壊の場合は、1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階の項目に記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

隣接しているがけや地盤などによる要因の場合は、4. その他の項目の（ ）内に理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」とし判定調査を終了して下さい。

この場合、コメント欄と判定標識（判定ステッカー）の注記欄にも危険とされた理由を具体的に記入して下さい。

この項目で判定する場合は、「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」並びに「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の項目の調査を行う必要はありません。

3 「2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」について

① 損傷度Ⅲ以上の損傷部材（短柱等）の有無

建築物全体を調査し、特に、短柱やスパンの飛んだ箇所（柱）の被害について判定して下さい。

なお、梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定して下さい。

② 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険

調査対象建築物の存する敷地の危険性について判定します。

隣接する建築物が傾いていて、敷地に倒れ込む危険がある場合、隣接の斜面、がけ等が崩壊していて、敷地に影響を及ぼす危険がある場合等が該当します。

なお、被害を受けそうだが、危険性の程度が不明確な場合は、Bランクの判定をして下さい。

③ 地盤破壊による建築物全体の沈下

Bランク（0.2m～1.0m）は、0.2mを超え1.0m以下の範囲の場合をいいます。

④ 不同沈下による建築物全体の傾斜

Bランク（1/60～1/30）は、1/60を超え1/30以下の範囲の場合をいいます。

○柱の被害

構造躯体の損傷状況については、被害の最も大きい階を調査して下さい。

さらに、ラーメン構造では最も被害の著しい方向の柱の被害に着目して判定して下さい。

梁の被害が柱の被害よりも顕著な場合は、梁の損傷度を接する柱の損傷度に読みかえて判定して下さい。

壁式構造の場合は、柱の本数を壁の長さを読みかえて調査して下さい。

なお、判定の対象になる壁は、幅45cm以上の耐力壁とします。

調査率とは

調査階（被害最大の階）における

$$\text{調査率} = \frac{\text{調査した柱本数（壁長さ）}}{\text{調査階（被害最大の階）における柱総本数（壁総長さ）}}$$

⑤ 損傷度Vの柱の本数/調査柱本数

B ランク (1%~10%) は、1%を超え 10%以下の範囲の場合をいいます。

⑥ 損傷度Ⅳの柱の本数/調査柱本数

B ランク (10%~20%) は、10%を超え 20%以下の範囲の場合をいいます。

○危険度の判定

判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定して下さい。

判定(2)は、②から⑥までの個数で判定して下さい。

- 〔 例 判定(1)でBランク、判定(2)でCランクの場合→危険
判定(1)でAランク、判定(2)でCランクの場合→危険
判定(1)でAランク、判定(2)でBランクの場合→要注意 〕

[参考]

損傷度分類	
損傷度Ⅲ——	比較的大きなひびわれ（ひびわれ 2mm 程度）が生じているが、コンクリートの剥落は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ——	大きなひびわれ（ひびわれ 2mm 以上）が多数生じ、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ——	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。 開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

4 「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」について

②③ 外装材

外装材に関しては、乾式と湿式に分かれています。

該当する工法欄でどちらか一方を調査して下さい。

また、両方ある場合は両方とも調査して下さい。

④ 看板・機器類

屋上の広告塔、外壁面の広告看板やクーリングタワー（冷却塔）、外壁面のウィンドウクーラーなどを調査してください。

⑥ その他

ブロック塀、自動販売機等の転倒の危険、バルコニー、煙突等の落下の危険など①～⑤までに該当しない項目で危険なものがある場合、最も危険度の高い項目を（ ）内に記入し判定して下さい。

なお、特にない場合、①～⑤の判定のみの場合と危険度の判定が変化しない場合は記入の必要がありません。

V 総合判定について

1 総合判定の判定方法

一見して危険と判定される場合以外は「2 隣接建築物・周辺地盤及び構造躯体に関する危険度」と「3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度」の調査結果のうち、より危険度の大きい方を選んで下さい。

下記は、それぞれの各危険度の組み合わせごとの総合判定です。

A ランクと A ランクの場合は「1. 調査済(緑)」
A ランクと B ランクの場合は「2. 要注意(黄)」
A ランクと C ランクの場合は「3. 危険(赤)」
B ランクと B ランクの場合は「2. 要注意(黄)」
B ランクと C ランクの場合は「3. 危険(赤)」
C ランクと C ランクの場合は「3. 危険(赤)」

2 コメント欄の記入方法

このコメント欄の内容は判定標識(判定ステッカー)の注記欄と同じ内容にして下さい。

構造躯体が危険なのか、あるいは落下物等が危険なのか、具体的に読んだ人が判断できるようにして下さい。

記入例・隣接建築物が倒れ込む危険があります。
・擁壁が崩壊し建築物が倒壊するおそれがあり危険です。
・構造躯体である 1 階の柱が大きく損傷を受けており危険です。
・建築物の基礎構造の破壊により建築物全体が沈下しており要注意です。
・屋外看板が落ちかけており危険があります。

立入注意の範囲、ブロック塀等特に安全上注意が必要な場合も記入して下さい。

また、判定結果が「危険」と判定され、建築物内部に居住者がなおいる場合はコメント欄外にその旨を記入し、災害対策本部に報告して下さい。

6. 判定調査参考資料

○ 木造建築物

① 応急危険度判定の損傷状況

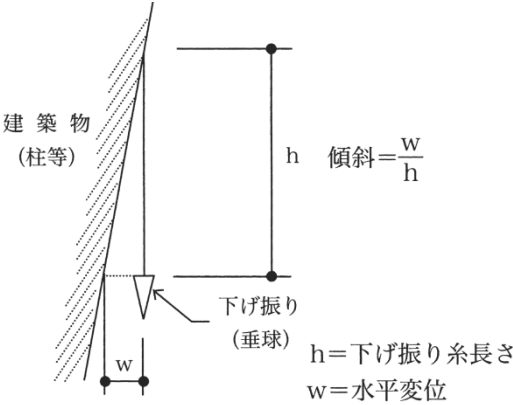
⑦ 構造躯体の不同沈下

ラ ン ク	A	B	C
損傷状況	不動沈下していないか、 していても軽微なもの。	床の落込み、浮き上がり、 屋根の落込み等の著しいもの。	小屋組が破壊したり、床 全体が沈み込んだりした もの。

⑧ 建築物の1階の傾斜

ラ ン ク	A	B	C
傾斜（部材角）	1/60 以下	1/60-1/20	1/20 超
① 1m 当たりの 水平変位	16.7mm 以下	16.7mm 超 ～50.0mm 以下	50.0mm 過
② 1.2m 当たりの 水平変位	20.0mm 以下	20.0mm 超 ～60.0mm 以下	60.0mm 超
③ 3m 当たりの 水平変位	50.0mm 以下	50.0mm ～150.0mm 以下	150.0mm 超

傾斜測定法（例）





建築物 1 階
の傾斜
(Cランク)

㊦内外装仕上の損傷

ランク	A	B	C
損傷状況	ひび割れが無し、あるいはわずかなひび割れ。	モルタル等湿式の仕上材には大きな亀裂、剥落等の破損の見られるもの、あるいはボード類等乾式の仕上材では破壊、剥落したもの。	壁面全体にわたって亀裂や剥落が見られ、余震等により外壁の落下の恐れ等のあるもの。



壁の被害及
び外装材
(Cランク)

㊦落下物の危険性

ラ ン ク	A	B	C
損傷状況	落下物の危険性なし。	部分的に落下の恐れがあるが、除去により危険が回避できるもの。	屋根瓦、モルタル外装等の落下の危険性のあるもの。



屋根瓦
(Cランク)

② 被災度区分判定の損傷状況ランク

応急危険度判定と被災度区分判定とではそれぞれの目的に相違はあるが、ほぼ下表に示すような対応をしていると考えられる。

応急危険度判定 (危険度ランク)	被災度区分 (判定損傷状況ランク)	
	構造躯体など	非構造部材など
A	I・II	I
B	III	II・III
C	IV・V	IV・V

⑦基礎の損傷状況ランク

ランク I (軽微)	ランク II (小破)	ランク III (中破)
・ 不同沈下はない。 (不陸はない) ・ 破損はない。	・ 不同沈下はない。 (不陸はない) ・ 破損はない。	・ 不同沈下が見られる。 (不陸が見られる) ・ 破損が見られる。 ・ 破断はない。
・ 外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 2～5 箇所生じている。	・ 外周基礎に幅 0.3mm 以上で長さ 200mm 未満のひび割れが 2～5 箇所生じている。 ・ 軽微に比べ損傷程度が若干大である。	・ 外周基礎に局所的な破壊や仕上モルタル剥離、脱落が生じている。 ・ 周辺地盤には、小さな地割れが生じている。



基礎の被害
(Cランク)

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・ 不同沈下が見られる。 （不陸が見られる） ・ 破損が見られる。 ・ 破断が見られる。 ・ 移動はない。 ・ 外周基礎のひび割れが著しく土台と遊離し、土台より上部構造を支える役目を果たさなくなっている所が 1～2 箇所生じている。 ・ 他の部位は多数のひび割れが生じている。	・ 不同沈下が見られる。 （不陸が見られる） ・ 破損が見られる。 ・ 破断が見られる。 ・ 移動が見られる。 ・ 流失が見られる。 ・ 転倒が見られる。 ・ 上部構造を支えきれない状態になっている。 ・ 周辺地盤が崩壊している。

①床組の損傷状況ランク

ランクⅠ（軽微）	ランクⅡ（小破）	ランクⅢ（中破）
- 床の不陸はない。 - 床組と壁との間にわずかなずれが生じている。	- 床の不陸はない。 - 束が束石からわずかにずれている。 - 床板の継目に隙間が生じている。	- 床板に若干の不陸が見られる。 - 束が束石から数 cm ずれている。 - 土台が基礎からわずかにずれている。 - 柱が土台からわずかにずれている。 - 床板にずれが生じている。

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・床板に著しい不陸が見られる。 ・束が束石から脱落している。 ・土台が基礎から著しくずれている。 ・柱が土台から著しくずれている。 ・床板が折れている。 ・浴槽、便器が数 cm ずれている。	・全ての床板に著しい不陸が見られる。 ・全ての土台、柱、束が基礎、束石から脱落し、大引、根太の大部分が落下している。 ・浴槽、便器が著しくずれている。

㊦軸組の損傷状況ランク

ランクⅠ（軽微）	ランクⅡ（小破）	ランクⅢ（中破）
・柱、梁等の軸組材に割れは見られない。 ・柱と梁の仕口にわずかなずれが生じている。	・柱、梁等の軸組材に割れは見られない。 ・一部の柱と梁の仕口にめり込み等の損傷が見られる。 ・柱、梁が若干たわんでいる。 ・天井面に若干の不陸が見られる。	・柱、梁等の軸組材に割れが見られる。 ・柱、梁等の軸組材に断面欠損は見られない。 ・柱と梁の仕口にずれが生じ、柱に割れが生じている。 ・柱、梁が若干たわんでいる。 ・天井面に不陸が見られる。 ・塗天井には亀裂が生じている。

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・柱、梁等の軸組材に割れが見られる。 ・柱、梁等の軸組材に断面欠損が見られる。 ・柱と梁等の軸組材に折損が見られる。 ・大部分の柱、梁の仕口がずれたり、柱、梁に割れが生じている。 ・天井面に不陸が見られる。 ・天井面に歪みが見られる。 ・天井版がずれたり、一部脱落が見られる。 ・塗天井に剥離が見られる。 ・階段がずれている。	・柱、梁等の軸組材に割れが見られる。 ・柱、梁等の軸組材に断面欠損が見られる。 ・柱と梁等の軸組材に折損が見られる。 ・全ての柱が折損したり、土台からはずれたりしている。 ・天井面に不陸が見られる。 ・天井版が脱落している。 ・階段がはずれている。

㊦軸組壁の損傷状況ランク

ランクⅠ（軽微）	ランクⅡ（小破）	ランクⅢ（中破）
・残留変形はほとんどない。 ・壁面にわずかなずれが生じている。他は異常がない。	・残留変形はほとんどない。 ・筋違は健全。 ・ボード壁では、ボード隅角部にひび割れが生じ、一部の釘がめり込んでいる。 ・土塗壁では、一部にわずかなひび割れが生じている。	・ほとんどの軸組壁に残留変形が生じている。 ・筋違を設けた壁では、筋違仕口のずれが生じている。 ・ボード壁では、釘頭のボードへのめり込み、ボードの相互間に著しいずれが生じる。 ・土塗壁では、そのほとんどにひび割れが生じている。

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・破壊には至っていないが、著しい残留変形(約1/10の層間変形角=引き起こしが可能)が生じている。 ・筋違を設けた壁では、筋違が破損したり、筋違端部が破損し、柱、土台からはずれている。 ・ボード壁では、ボードが面外に湾曲したり、下地材から脱落している。 ・ほとんどの土塗壁で、塗土が小舞竹から剥落している。 ・貫が折損している。	・引き起こしが不可能な程の残留変形(1/10 を超える層間変形角)が生じている。 ・1 階部分が完全に崩落している。

④屋根の損傷状況ランク

ランクⅠ（軽微）	ランクⅡ（小破）	ランクⅢ（中破）
・屋根に不陸は見られない。 ・小屋根に異常は見られない。 ・棟瓦（かんむり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。それ以外の瓦の破損はない。 ・葺材が金属板の場合、損傷は見られない。	・屋根に不陸は見られない。 ・小屋根に異常は見られない。 ・棟瓦のずれ、破損、落下が著しい。それ以外の瓦の破損は少ない。 ・葺材が金属板の場合、損傷は見られない。	・屋根に不陸は見られない。 ・小屋根に異常は見られない。 ・棟瓦が全面的にずれ破損あるいは落下している。その他の瓦もずれが著しい。 ・葺材が金属板の場合、損傷は見られない。

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・屋根に不陸が見られる。 ・小屋根の一部に破損が見られる。 ・瓦がほぼ全面的にずれ、破損あるいは落下している。 ・葺材が金属板の場合、ジョイント部にはがれ等の損傷が見られる。	・屋根に不陸が見られる。 ・小屋根の破損が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。

㊦仕上材の損傷状況ランク

ランクⅠ（軽微）	ランクⅡ（小破）	ランクⅢ（中破）
・モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上の壁では、開口の隅角部廻りにわずかなひび割れが生じている。 ・合板の下地に吹付を施したものやサイディングボードといったボード類では、目地部にわずかなずれが生じている。	・モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上の壁では、壁面の各所で仕上の脱落が生じている。 ・ボード類では、一部のボードの仕上面の目地部にひび割れやずれが生じている。 ・アルミサッシの鍵が破損したり、ビードがはずれたりあるいは開閉が不能になっている。 ・木製サッシと壁面の間に隙間が生じている。 ・内壁周辺部に隙間が生じている。 ・内壁合板にずれが生じている。 ・外壁、浴室、トイレのタイルの目地に亀裂が生じている。	・モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上の壁では、壁面の各所で仕上の大半が剥離または脱落が生じている。 ・ボード類では、その大半において仕上面での目地部に著しいずれ、面材釘打部の部分的な浮き上がり、面材隅角部の破損が生じている。 ・アルミサッシのガラスが破損している。 ・内壁合板に剥離、浮きが見られる。 ・外壁、浴室、トイレのタイルが剥離を生じている。 ・クロスが破れている。

ランクⅣ(大破)	ランクⅤ(破壊)
・モルタル塗、タイル張り及びしっくい塗仕上の壁では、壁面のほとんど大部分において仕上材が脱落している。 ・ボード類では、その大部分において釘の浮き上がりが見られ中には脱落したものも見られる。 ・アルミサッシが枠ごとはずれ、破損している。 ・アルミドア破損。 ・木製サッシ破損。 ・木製建具破損。 ・内壁合板に剥離、脱落の破損が見られる。 ・外壁、浴室、トイレのタイルが剥落している。	・全ての仕上材が脱落している。 ・全ての建具、サッシが破損している。

○ 鉄骨造建築物

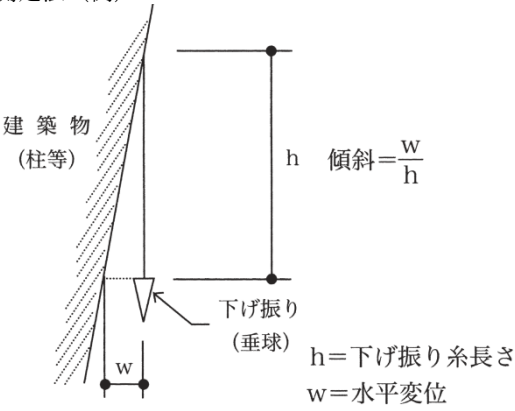
① 応急危険度判定要領

㊦建築物の不同沈下勾配	不同沈下が認められる場合に、窓台などの高さの差から相対沈下量を測定し、不同沈下の生じている区間の長さで除して、不同沈下の勾配（変形角）を略算で評価する。
-------------	--

不同沈下による建築物全体の傾斜測定値例

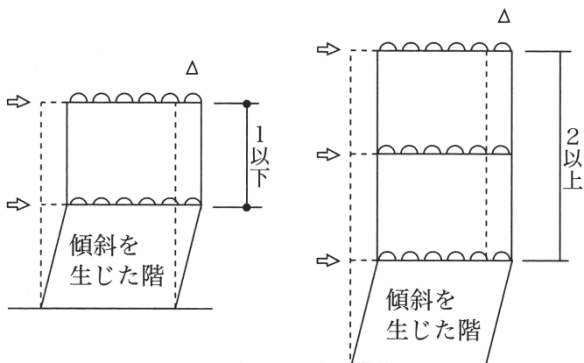
ラ ン ク		A	B	C
傾斜（部材角）		1/300 以下	1/300 超 ～1/100 以下	1/100 超
㊐	1m 当たりの 水平変位	3.3mm 以下	3.3mm 超 ～10.0mm 以下	10.0mm 過
㊑	1.2m 当たりの 水平変位	4.0mm 以下	4.0mm 超 ～12.0mm 以下	12.0mm 超
㊒	3m 当たりの 水平変位	10.0mm 以下	10.0mm ～30.0mm 以下	30.0mm 超

傾斜測定法（例）



①建築物全体 (建築物の 傾斜)	建築物の傾斜は、基礎、地盤の破壊によって生じる場合と、柱、梁など上部構造の損傷によって生じる場合がある。 また、構造形式によっては特定の階に損傷が集中し、その階のみせん断変形を生じることがある。 この階の傾きは、窓枠の傾きによるすき間の状態から簡便に目測することが出来る。 このせん断変形に伴う層間変位の許容値は、傾斜を生じた階の上に支持する階の総重量による $P-\Delta$ 効果を考慮して、その上の階数によって異なった値をとることにし、傾斜を生じた階の上の階数を 1 以下の場合と 2 以上の場合とに区別して判定する。
---------------------------------	--

傾斜を生じた階が支持する上の階数により、適用する判定値が異なる。



◎建築物全体又は一部の傾斜測定値例
 (傾斜を生じた階の上の階数が 1 以下の場合)

ラ ン ク		A	B	C
傾斜 (部材角)		1/100 以下	1/100 超 ~1/30 以下	1/30 超
㉑	1m 当たりの 水平変位	10.0mm 以下	10.0mm 超 ~33.3mm 以下	33.3mm 過
㉒	1.2m 当たりの 水平変位	12.0mm 以下	12.0mm 超 ~40.0mm 以下	40.0mm 超
㉓	3m 当たりの 水平変位	30.0mm 以下	30.0mm ~100.0mm 以下	100.0mm 超

(傾斜を生じた階の上の階数が 2 以上の場合)

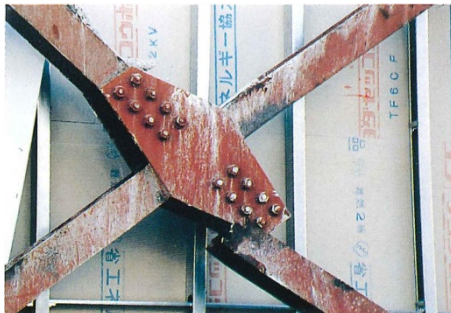
ラ ン ク		A	B	C
傾斜 (部材角)		1/200 以下	1/200 超 ~1/50 以下	1/50 超
㉑	1m 当たりの 水平変位	5.0mm 以下	5.0mm 超 ~20.0mm 以下	20.0mm 過
㉒	3m 当たりの 水平変位	15.0mm 以下	15.0mm 超 ~60.0mm 以下	60.0mm 超

㊦部材の座屈の有無	柱や梁に見られる主要な損傷は座屈であり、座屈の発生状況を局部座屈、全体座屈に分けて被災度のランク分けを行う。
------------------	---



柱－梁ボルト接合部で柱が座屈し、ボルトも外れている。

㊧筋かいの破断率	筋かいの被災度は主として破断の有無について調べる。階ごとにその破断の本数を目視チェックし、その階の全筋かいに対する破断筋かいの割合で被災のランク分けを行う。また、天井筋かいについては、ランク分けの基準からは除外する。
-----------------	---



H形鋼筋かい交差部での破断

④柱－梁接合
部および継
手の破損

破断したボルトの有無、接合部のクラックの発生の有無あるいは継合、接合部全体が破断した接合部のその階におけるすべての接合部に占める割合によってランク分けを行う。



柱－梁接合
部の損傷

⑤柱脚の破損

柱脚の形式には、露出型、根巻き型、埋込み型があるが、いずれも基礎コンクリートの破損状況あるいはアンカーボルトの抜け出し、破断の状況によって被災度ランク分けを行う。



露出形柱脚
のアンカー
ボルトの抜
け出し

㊦腐食の有無

特に断面欠損を生じているような著しい錆が発生している場合に地震による被害を大きくする可能性があることを考慮して、余震に対する安全性を判断するために鉄骨造の経年劣化を考慮に入れることとし、著しい腐食による孔食箇所などがあるかどうか調査することとしている。

この場合、特に柱脚まわりに注目して調査する必要がある。



腐食が進行した鉄骨部材

○ 鉄筋コンクリート造建築物

① 基本事項

構造躯体の調査は、被害が最も激しいと思われる階を選び、その階について行なう。

② 構造体損傷度の分類

損傷度－Ⅰ	近寄らないと見えない程度のひび割れ。 (ひび割れ幅 0.2mm 以下)
損傷度－Ⅱ	肉眼ではっきり見える程度のひび割れ。 (ひび割れ幅 0.2-1.0mm 程度)

損傷度－Ⅲ	比較的大きなひび割れ (ひび割れ幅 2mm 程度)が生じてれが、コンクリートの剥離は極くわずかである。
-------	---

ひび割れ幅が同じ 2mm 程度の場合



損傷度Ⅲ
(斜めのせん断ひび割れ)



損傷度Ⅱ
(水平の曲げひび割れ)

損傷度－Ⅳ	大きなひび割れ（ひび割れ 2mm 以上）が多数生じ、コンクリートの剥離も激しく、鉄筋がかなり露出している。
--------------	--



損傷度Ⅳ

損傷度－Ⅴ	鉄筋の座屈や破断、破断面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、および柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。
--------------	--

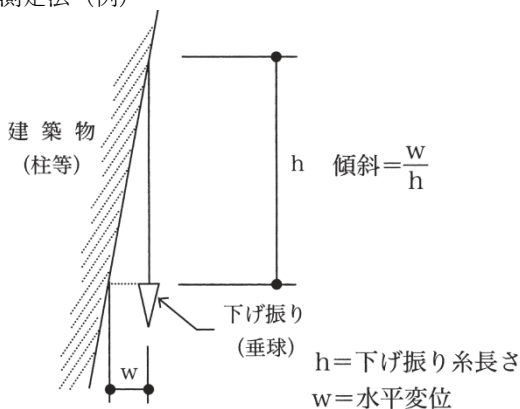


損傷度Ⅴ

③ 不動沈下による建物全体の傾斜

ラ ン ク		A	B	C
傾斜角		1/60 以下	1/60～1/30	1/30 超
①	1m 当たりの 水平変位	16.7mm 以下	16.7mm 超 ～33.3mm 以下	33.3mm 過
②	1.2m 当たりの 水平変位	20.0mm 以下	20.0mm 超 ～40.0mm 以下	40.0mm 超
③	3m 当たりの 水平変位	50.0mm 以下	50.0mm ～100.0mm 以下	100.0mm 超

傾斜測定法（例）



④ 落下・転倒危険物に関する判定

落下物の危険度ランクの判定
B ランク： 支持するものの一部が壊れていて落下する危険性が少しでもある場合。ただし、その落下物の直下に底のない出入口がある場合には C ランクとする。 C ランク： 既に傾いていたり、支持するものがかなり壊れていて落下する危険性が高い場合。 ただし健全な底あるいはバルコニーがある場合は、B ランクとしている。
転倒物の危険度ランクの判定
B ランク： 既に転倒していたものを起こした場合で、特に新たに補強をしていないもの。 C ランク： 支持するボルトなどが破断している、または調査対象物が既に傾斜している場合。

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

[MEMO]

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
----	---

〒

氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	
氏名	☎
〒	

◎ 応急危険度判定業務担当窓口一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

行政庁名・担当課名	所 在 地	電 話 番 号
神奈川県 建築安全課 (協議会事務局)	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	045-210-6257(直)
横浜市 建築防災課	〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10	045-671-2943(直)
川崎市 建築管理課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1	044-200-3018(直)
相模原市 建築審査課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8254(直)
横須賀市 建築指導課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-9530(直)
平塚市 建築指導課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-20-8860(直)
鎌倉市 建築指導課	〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10	0467-23-3000(代)
藤沢市 建築指導課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3539(直)
小田原市 建築指導課	〒250-8555 小田原市荻窪 300	0465-33-1433(直)
茅ヶ崎市 建築指導課	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1	0467-81-7185(直)
逗子市 まちづくり景観課	〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16	046-873-1111(代)
三浦市 財産管理課	〒238-0298 三浦市城山町 1-1	046-882-1111(代)
秦野市 建築指導課	〒257-8501 秦野市桜町 1-3-2	0463-83-0883(直)
厚木市 建築指導課	〒243-8511 厚木市中野 3-17-17	046-225-2434(直)
大和市 建築指導課	〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1	046-260-5425(直)
伊勢原市 建築住宅課	〒259-1188 伊勢原市田中 348	0463-94-4783(直)

行政庁名・担当課名	所 在 地	電 話 番 号
海 老 名 市 住宅まちづくり課	〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1	046-235-9392(直)
座 間 市 都 市 整 備 課	〒252-8566 座間市緑ヶ丘 1-1-1	046-252-7396(直)
南 足 柄 市 建 築 営 繕 課	〒250-0192 南足柄市関本 440	0465-73-8058(直)
綾 瀬 市 都 市 計 画 課	〒252-1192 綾瀬市早川 550	0467-70-5625(直)
葉 山 町 都 市 計 画 課	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内 2135	046-876-1111(代)
寒 川 町 都 市 計 画 課	〒253-0196 高座郡寒川町宮山 165	0467-74-1111(代)
大 磯 町 都 市 計 画 課	〒255-8555 中郡大磯町東小磯 183	0463-61-4100(代)
二 宮 町 都 市 整 備 課	〒259-0196 中郡二宮町二宮 961	0463-71-5956(直)
中 井 町 ま ち 整 備 課	〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪 56	0465-81-3901(直)
大 井 町 都 市 整 備 課	〒258-8501 足柄上郡大井町金子 1995	0465-83-1311(代)
松 田 町 ま ち づ く り 課	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-84-1332(直)
山 北 町 都 市 整 備 課	〒258-0195 足柄上郡山北町山北 1301-4	0465-75-3647(直)
開 成 町 都 市 計 画 課	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢 773	0465-84-0320(直)
箱 根 町 都 市 整 備 課	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本 256	0460-85-9566(直)
真 鶴 町 ま ち づ く り 課	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩 244-1	0465-68-1131(代)
湯 河 原 町 ま ち づ く り 課	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央 2-2-1	0465-63-2111(代)
愛 川 町 都 市 施 設 課	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1	046-285-2111(代)
清 川 村 総 務 課	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216	046-288-1212(直)

県土木事務所

土木事務所名	所在地	電話番号
横須賀土木事務所 まちづくり・建築指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町 1-56-5	046-853-8800(代)
平塚土木事務所 建築指導課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 (平塚合同庁舎内)	0463-22-2711(代)
厚木土木事務所 まちづくり・建築指導課	〒243-0016 厚木市田村町 2-28 (厚木南合同庁舎内)	046-223-1711(代)
厚木土木事務所 東部センター まちづくり・建築指導課	〒252-1133 綾瀬市寺尾本町 1-11-3	0467-79-2800(代)
県西土木事務所 まちづくり・建築指導課	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)	0465-83-5111(代)

◎ 応急危険度判定士認定に係る諸手続きについて

神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づく講習会の開催、認定登録や住所等の変更手続きなどは、(一財)神奈川県建築安全協会が行っています。

問合せ

神奈川県建築物震後対策推進協議会事務局

一般財団法人 神奈川県建築安全協会

(担当部署) 建築事業部 建築課

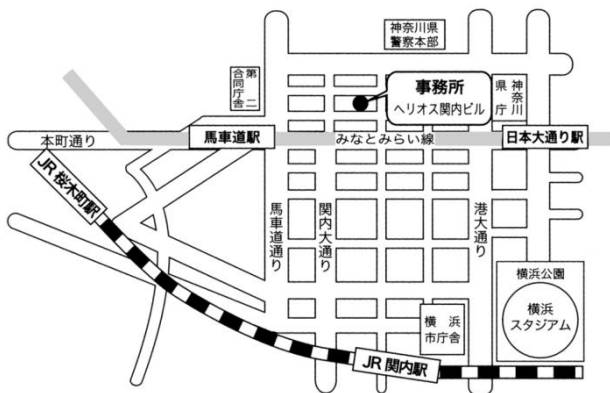
住 所 〒231-0004

横浜市中区元浜町 3 丁目 21 番 2 号

ヘリオス関内ビル 8F

電 話 045 (212) 4511 (直)

F A X 045 (212) 3553



◎ 神奈川県建築物震後対策推進協議会 ホームページについて

神奈川県建築物震後対策推進協議会では、講習会開催情報や判定士だよりなど、応急危険度判定士向けの最新情報をホームページで提供しています。

また、オンラインで変更や辞退等の届け出ができます。
なお、郵送で提出用の変更届（第 3 号様式）、辞退届（第 5 号様式）や、認定証の再交付申請書等のダウンロードも行えますので必要に応じてご利用ください。

神奈川県建築物
震後対策推進協議会
ホームページ
<https://ka-singo.jp>



応急危険度判定士認定申請事項変更届

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者 氏名 認定番号 号

次のとおり、神奈川県震災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更に係る事項		変 更 後	必 要 書 類
	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	〒 —	
	電 話	() —	
	携帯電話	() —	
	E-mail		
勤務先	名 称		
	所 在 地	〒 —	
	電 話	() —	
建築士の免許等 (該当の資格に○)		1 級 ・ 2 級 ・ 木 造 ・ 特定建築物調査員資格者	☐ 新たに取得した資格証の写し
登録・交付番号			

応急危険度判定士認定辞退届

私は、このたび応急危険度判定士の認定を辞退したいので、認定証を添え次のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

届 出 者 住 所
氏 名

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 認定番号
- 4 認定年月日
- 5 辞退理由

備考 「5 辞退理由」については、任意ですが、参考のため記入をお願いします。

木造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

集計欄は数字で記入

木

整理番号

32R-⑥-5

整理番号 32R-⑥-5 調査日時 〇月 〇〇日 午前・午後 〇〇時 調査回数 回

調査者氏名（都道府県／No） 神奈川県 建男 （神奈川県／〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）
西部 築次 （神奈川県／〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）

建築物概要

- 1 建築物名称 木村守郎 1.1 建築物番号 ⑥-5
2 建築物所在地 緑ヶ丘〇-〇〇-5 2.1 住宅地図整理番号 32R
3 建築物用途 ①戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）
4 構造形式 ①在来軸組構法 2.枠組(壁)構法(ツーバイフォー) 3.プレファブ 4.その他（ ）
5 階数 1.平屋 ②2階建て 3.その他（ ）
6 建築物規模 1階寸法 約 6 m×イ 9 m

- 1.1 建築物番号 ⑥-5
2.1 住宅地図整理番号 32R
3 1
4 1
5 2 階
ア 6 m
イ 9 m

調査 調査方法：①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

調査方法

1

1

レ

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②構造躯体の不同沈下	①. 無し又は軽微	2. 著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3. 小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	①. 無被害	2. 部分的	3. 著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	①. 1/60 以下	2. 1/60～1/20	3. 1/20 超
⑤壁の被害	①. 軽微なひび割れ	2. 大きな亀裂、剥落	3. 落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	①. ほとんど無し	2. 一部の断面欠損	3. 著しい断面欠損
危険度の判定	①. 調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

①

1

②

1

③

1

④

1

⑤

1

⑥

1

判定

1

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	①. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	②. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	②. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	2. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	①. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外看板	1. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑥その他（ ）	1. 安全	2. 要注意	3. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	②. 要注意 Bランクが1以上ある場合	3. 危険 Cランクが1以上ある場合

①

1

②

2

③

2

④

✓

⑤

1

⑥

✓

⑦

✓

判定

2

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） ② 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

2

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

・外観調査のみ実施
・窓ガラス、外壁にひび割れがあるので要注意です。窓ガラスはビニールテープ等で補修して下さい。また、立ち入る際は外壁のひび割れのある箇所に注意して下さい。

※記入マニュアルについてはP29参照

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表（記入例）

集計欄は数字で記入

整理番号 75L-⑫-1 調査日時 〇 月 〇〇 日 午前・午後 〇 時 調査回数 回目
 調査者氏名（都道府県／No） 神奈川県 鉄郎（神奈川県／〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）
西部 鉄治（神奈川県／〇〇〇〇〇-〇〇〇〇）

建築物概要

- 1 建築物名称 プレート自動車工場 1.1 建築物番号 ⑫-1
 2 建築物所在地 先ヶ丘〇-〇〇-1 2.1 住宅地図整理番号 75L
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 ⑪工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ ）
 4 構造形式 1.ラーメン構造 ②ブレース構造 3.プレファブ 4.その他（ ）
 5 階数 地上 2 階 地下 ✓ 階
 6 建築物規模 1 階寸法 約 2.0 m × 1.5 m

建築物番号

⑫-1

住宅地図整理番号

75L

3 11

4 2

地上 2 階

地下 ✓ 階

ア 2.0 m

イ 1.5 m

調査 調査方法：①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は〇を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

調査方法

1

1 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①. 危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	①. 1/300 以下	2. 1/300～1/100	3. 1/100 超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	①. 1/100 以下	2. 1/100～1/30	3. 1/30 超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1. 1/200 以下	2. 1/200～1/50	3. 1/50 超
④部材の座屈の有無	1. 無し	②. 局部座屈あり	3. 全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1. 20%以下	②. 20%～50%	3. 50%超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	①. 無し	2. 一部破断あるいは亀裂	3. 20%以上の破断
⑦柱脚の破損	①. 無し	2. 部分的	3. 著しい
⑧腐食の有無	①. ほとんど無し	2. 各所に著しい錆	3. 孔所が各所に見られる
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	②. 要注意 Bランクが3以内の 場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランク が4以上

① 1

② 1

③ 1

被害最大の階

1 階

④ 2

⑤ 2

⑥ 1

⑦ 1

⑧ 1

判定

2

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	①. ほとんど無被害	2. 著しいずれ	3. 全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1. ほとんど無被害	②. 歪み、ひび割れ	3. 落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1. ほとんど無被害	2. 部分的なひび割れ、隙間	3. 顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1. 目地の亀裂程度	②. 板に隙間が見られる	3. 顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1. 傾斜無し	②. わずかな傾斜	3. 落下の危険有り
⑥屋外看板	①. 傾斜無し	2. わずかな傾斜	3. 明瞭な傾斜
⑦その他（ <u>自販機</u> ）	1. 安全	2. 要注意	③. 危険
危険度の判定	1. 調査済み 全部Aランクの場合	2. 要注意 Bランクが1以上ある場 合	③. 危険 Cランクが1以上ある場 合

① 1

② 2

③ ✓

④ 2

⑤ 2

⑥ 1

⑦ 3

判定

3

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） ③. 危険（赤）

総合判定

3

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

- ・外観調査のみ実施
- ・柱の震形や筋かいの破断が部分的にあり、構造的には要注意です。
- ・自動販売機が転倒する危険性があります。撤去するなどの対策を講じるようにして下さい。

※記入マニュアルについてはP37参照

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表(記入例) RC

整理番号 18R-③-10 調査日時 〇 月 〇〇 日 午前・午後 〇 時 調査回数 回目
 調査者氏名 (都道府県/No) 神奈川県 元氣 (神奈川県 / 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇)
西部 丈夫 (神奈川県 / 〇〇〇〇〇-〇〇〇〇)

整理番号
18R-③-10

建築物概要

- 1 建築物名称 トラフビル 1.1 建築物番号 ③-10
 2 建築物所在地 桜が丘〇-〇-10 2.1 住宅地図整理番号 18R
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 ⑥事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他 ()
 4 構造種別 ①鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
 4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混構造 () と ()
 5 階数 地上 5 階 地下 1 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 30 m × 20 m

1.1 建築物番号

③-10

2.1 住宅地図整理番号

18R3 14 15 地上 5 階地下 1 階6 ア 30 mイ 20 m

調査 調査方法: ①外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施)

1 一見して危険と判定される。(該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ)

1. 建築物全体又は一部の崩壊・落階	2. 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3. 建築物全体又は一部の著しい傾斜	4. その他 ()

調査方法

11 ✓

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1. 無し	②あり	
判定(2) ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	①危険無し	2. 不明確	3. 危険あり
③地盤破壊による建築物全体の沈下	①0.2m以下	2. 0.2m～1.0m	3. 1.0m超
④不同沈下による建築物全体の傾斜	①1/60 以下	2. 1/60～1/30	3. 1/30 超
柱の被害 [下記⑤⑥の調査階(被害最大の階) <u>1</u> 階] (壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる)			
⑤損傷度Ⅴの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅴの柱総数 <u>0</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本 (調査率 <u>6.5</u> %)			
①1%以下	2. 1%～10%	3. 10%超	
⑥損傷度Ⅳの柱本数/調査柱本数 損傷度Ⅳの柱総数 <u>2</u> 本 調査柱 <u>16</u> 本 (調査率 <u>6.5</u> %)			
1. 10%以下	②10%～20%	3. 20%超	
(2) 判定(2)	1. 調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1の場合	3. 危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のち大きな方の危険度で判定する	1. 調査済み (要内観調査)	②要注意	3. 危険

判定(1)

① 2② 1③ 1④ 1

柱の被害最大の階

1⑤ 1⑥ 2

判定(2)

2

判定

2

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	②歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材(モルタル・タイル・石貼り等)	1.ほとんど無被害	②部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材(ALC板・PC板・金属・ブロック等)	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外看板	①傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他()	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	②要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① 2② 2③ ✓④ 1⑤ 1⑥ ✓

判定

2

総合判定 (調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。)

1. 調査済(緑) 2. 要注意(黄) 3. 危険(赤)

総合判定

2

コメント(構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

- ・外観調査のみ実施
- ・構造躯体の1階の柱が損傷を受けており、要注意です。
- ・窓ガラス、外壁にひび割れがあり、落下危険物も要注意です。

※記入マニュアルについてはP45参照

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

写真提供：横浜国立大学大学院工学研究科 村上處直教授
千葉大学工学部建築工学科 村上雅也教授
1995 年阪神・淡路大震災スライド集
(編) 日本建築学会・土木学会

[無断転載を禁ず]

発 行：神奈川県建築物震後対策推進協議会
事務局：神奈川県県土整備局建築住宅部建築安全課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
TEL 045 (210) 6257 (直)
一般財団法人 神奈川県建築安全協会
〒231-0004 横浜市中区元浜町 3 丁目
21 番 2 号 (ヘリオス関内ビル)
TEL 045 (212) 4511 (直)

令和 7 年 7 月発行

お ぼ え

氏 名		性別	男・女
認定番号			
生年月日	昭・平・西暦	年	月 日
住 所	〒		
電 話			
F A X			
携帯電話			
勤務先名称			
所 在 地			
電 話			
F A X			
健康保険証番号		血液型	
運転免許証番号			
家族等の連絡先			
氏 名	続柄	連絡先 (☎)	